

JRAT ビブス 貸与規程

1.目的

この規程は、JRAT が地域 JRAT に貸与するビブスの取り扱いについて定めるものです。

2.対象者

本規程は、貸与申請し承認を得た地域 JRAT に対して適用します。

3.貸与の対象機会

貸与する対象の機会は、次のとおりとします。

- ①訓練実施、参加
- ②研修会等の運営スタッフの着用
- ③その他事務局が必要と認めたとき

4.貸与方法

申請は所定の項目を備品貸出申請書に記入し事務局へ申請してください。

- ①地域 JRAT 名
- ②申請責任者名
- ③申請責任者連絡先（電話、メールアドレス）
- ④使用目的（イベント名、内容詳細）
- ⑤貸与希望期間（到着希望日、返却発送予定日）
- ⑥希望数

5.貸与の費用

ビブス貸与は無償とします。

6.貸出期間

貸与する期間は、災害支援時以外は最長 1 ヶ月とします。

7.返却費用

返却費用は、基本、貸し受け側の負担(送り主払い)とします。

8.制服の管理

貸与されたビブスは大切に取り扱い、保管・管理してください。

9.着用上の注意事項

着用する者は、地域 JRAT 関係者に限る。着用中は JRAT の一員であることを自覚し、節度ある行動を心掛けてください。

10.返却

使用後は洗濯をした上で返却してください。万が一、破損、紛失があった際は速やかに事務局へ報告してください。

11.その他

本要領は平時の活動に限り、発災時の支援活動、JRAT が指定する訓練においてはこの範囲ではありません。

12.施行期間

この規程は平成 30 年 4 月 1 日より施行します。

以上